

岩手大学土地及び建物使用許可事務取扱規則

平成16年 4月1日 制定
令和6年 6月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学不動産管理規則第12条の規定により、岩手大学の不動産のうち、土地及び建物（以下「施設」という。）について、別に定めがある場合を除き、貸し付ける場合の使用許可に必要な事項を定める。

2 この規則の規定は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第34条の2の規定に該当する貸付には適用しない。

(使用許可の基準)

第2条 施設の使用を許可することができる範囲の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 岩手大学の職員、学生等の福利厚生に供するため、食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合
 - 二 学会、研究会及び講演会会場として使用する場合
 - 三 各種試験会場として使用する場合
 - 四 スポーツ活動に使用する場合
 - 五 岩手大学が委託する事業に必要な場合
 - 六 公益事業、選挙その他公用又は公務に必要な場合
 - 七 公共的見地からの要請が強い場合に僅少な面積を使用させることができないと認められる場合
 - 八 災害その他の緊急やむを得ない場合
 - 九 その他岩手大学長（以下「学長」という。）が認めた場合
- 2 前項の場合において、使用の目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しないものとする。
- 一 政治的、宗教的活動を目的とする場合
 - 二 違法又は不当な行為を行うもの若しくはそのおそれのある場合
 - 三 営利行為を行うもの（岩手大学の職員、学生等の福利厚生及び公共の目的又は公益事業の用に供するものを除く。）

(使用とみなさない範囲)

第3条 清掃、警備等の役務を委託した場合において、役務の提供に必要な施設を岩手大学が委託者に提供することが契約書に明記されている場合は、この規則による使用とはみなさないことができる。

(使用を許可する期間)

第4条 施設の使用を許可することができる期間は1年を限度とし、使用開始日の属する年度を超えないものとする。ただし、特別な事由があると認めるとときは、1年を超えることができる。

(使用の申請手続)

第5条 施設の使用許可を受けようとする者は、別紙による使用許可申請書（以下「申請書」という。）を使用開始日の15日前までに学長に提出し許可を受けなければならない。ただし、災害その他緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 学長は、前条の申請について適當と認めるときは、使用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(転貸禁止)

第7条 前条により施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた施設を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用料等)

第8条 使用者は、使用料及び光熱水費の実費相当額（以下「光熱水費」という。）を、指定された期日までに支払わなければならない。

- 2 使用者は、前項の使用料及び光熱水費を、指定された期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、岩手大学債権管理規則第23条第3項に定める率により計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- 3 施設の使用にかかる使用料は、昭和33年1月7日付大蔵省管財局長通知第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」別添3 使用料算定基準を準用し、算定する。ただし、電柱等を設置するための使用にかかる使用料は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者にあっては電気通信事業法施行令（昭和60年制令第75号）に定める額により、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者にあっては当該電気事業者等の内規により定められた使用料による。
- 4 前項の使用料は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、改定することができる。
- 5 光熱水費は、施設の使用にかかる使用料に含めることができるものとする。
- 6 既納の使用料は、返還しない。ただし、学長が必要と認める場合には返還できるものとする。

(無償使用等)

第9条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、無償又は時価よりも低い対価で使用させることができる。

- 一 公共団体が、信号機、道路標識、掲示板、消火栓、消防のための資材器具保管施設、街灯及びカーブミラーを設置するために使用するとき。
- 二 公共団体が、災害が発生した場合における応急措置の施設として使用するとき。
- 三 岩手大学にかかる工事又は製造等のため、必要な施設を使用するとき。
- 四 その他学長が認めたとき。

(使用)

第10条 使用者は、許可書の使用許可条件を厳守し、善良な管理者の注意をもって施設を使用し及び維持保存しなければならない。

(使用変更)

第11条 使用者が使用の日時を変更し、又は取り消す場合は、使用開始の前日までに学長に申出をし、その許可を得なければならない。

(立入り及び指示)

第12条 学長は、管理上必要があるときは、使用を許可した施設に立入り、使用者に報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(使用許可の取消し等)

第13条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要な是正措置を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。

- 一 許可の条件に違反したとき又はそのおそれがあると認めるとき。
 - 二 申請書に虚偽の記載があったとき。
 - 三 使用料等を指定の期日までに納付しないとき。
 - 四 公益を害し又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - 五 岩手大学において当該施設を使用する必要が生じたとき。
 - 六 その他管理運営上支障があると認めるとき。
- 2 前項による取消し又は措置を行ったことにより使用者が損害を受けても、岩手大学はその責を負わない。

(維持保存)

第14条 使用許可を受けた施設の維持保存のため、通常必要とする修繕費その他の経費は、使用者の負担とし、その費用は岩手大学に請求しないものとする。

2 使用者は、使用許可を受けた施設について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって学長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第15条 学長が使用許可を取り消したとき又は使用を許可した期間が満了したときは、使用者は自己の負担で指定する期日までに、使用を許可された施設を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、使用中に施設を滅失又はき損した場合は、第15条の規定により原状回復した場合を除き、その損害を弁償しなければならない。

(事故の責任)

第17条 使用者は、施設の使用中に生じた事故についてその責を負わなければならない。

(疑義の確認)

第18条 この規則に関し疑義のあるとき又は使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、学長の決定するところによるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年2月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

別紙 【表面】

令和 年 月 日

岩手大学施設使用許可申請書

岩手大学長 殿

申請者 住 所

氏 名

岩手大学施設を下記のとおり使用したいので関係書類を添えて申請します。

記

使用する土地及び 建物の名称、区分 、数量							
使 用 目 的 利 用 及 び 計 画							
使 用 年 月 日	自 令 和 年 月 日 時 分	至 令 和 年 月 日 時 分	延 日 時 間				
使 用 人 員							
使 用 責 任 者	(連絡先 一)						
その他の必要事項							
添 付 書 類	図 面	実 施 要 項					

令和 年 月 日
許可番号

岩手大学施設使用許可書

上記の申請について、裏面の条件を付して許可します。

岩手大学長

【裏面】

使 用 許 可 条 件

- 1 使用者は、この使用許可条件を厳守し、善良な管理者の注意をもって施設を使用し及び維持管理すること。
- 2 使用許可を受けた施設を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用料及び光熱水費は、請求書等により指定された期日までに支払うこと。
- 4 指定された期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払うこと。
- 5 既納の使用料は、返還しない。ただし、学長が必要と認める場合には返還できるものとする。
- 6 使用料は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、改定することがある。
- 7 使用の日時を変更又は取り消す場合は、使用開始の前日までに申し出てその許可を得ること。
- 8 岩手大学が必要と認めたときは、使用を許可した施設に立入り、使用者に報告を求め、又は必要な指示を行うことがある。
- 9 次の各号のいずれかに該当するときは、必要な是正措置を命じ、又は使用許可を取り消すことがある。
 - (1) 許可の条件に違反したとき又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (2) 申請書に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 使用料及び光熱水費を指定の期日までに納付しないとき。
 - (4) 公益を害し又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (5) 岩手大学において当該施設を使用する必要が生じたとき。
 - (6) その他管理運営上支障があると認めるとき。
- 10 岩手大学が使用許可の取消し又は措置を行ったことにより使用者が損害を受けても、岩手大学はその責を負わない。
- 11 使用許可を受けた施設の維持保存のため、通常必要とする修繕費その他の経費は、使用者の負担とする。
- 12 使用者は、使用許可を受けた施設について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって岩手大学の承認を受けること。
- 13 岩手大学が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用者は自己の負担で指定する期日までに、使用を許可された施設を原状に回復して返還しなければならない。
- 14 使用者は、使用中に施設を滅失又はき損した場合は、自己の負担で原状回復した場合を除き、その損害を弁償しなければならない。
- 15 使用者は、施設の使用中に生じた事故についてその責を負わなければならない。
- 16 本条件に関し疑義のあるとき又は使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、岩手大学の決定するところによる。